

岩手県告示第271号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、 <u>住宅用太陽光発電導入促進費補助</u>	環境生活企画室	電源立地地域対策交付金、 <u>公共施設省エネ・グリーン化推進事業費補助</u> 、 <u>住宅用新エネルギー等導入促進事業費補助</u> 、 <u>事業者用新エネルギー等導入促進事業費補助及び廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業費補助</u>
[略]		[略]	
資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助 <u>及び産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助</u>	資源循環推進課	産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、 <u>産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業費補助</u>
[略]		[略]	
県民くらしの安全課	市町村消費者行政活性化事業費補助、 <u>公衆浴場施設設備改善費補助</u> 、 <u>生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助</u> 、 <u>広域的水道整備促進費補助及び簡易水道等施設整備費補助</u>	県民くらしの安全課	市町村消費者行政活性化事業費補助、 <u>市町村消費生活相談員設置費補助</u> 、 <u>公衆浴場施設設備改善費補助</u> 、 <u>生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助</u> <u>及び広域的水道整備促進費補助</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			